訪問介護事業所　概要

○事業所の種類

指定訪問介護事業所

（平成 17 年 11 月 7 日指定　鹿児島県 4671200451 号）

指定介護予防訪問介護事業所

（平成 18 年 4 月 1 日指定　鹿児島県 4671200451 号）

○事業所の名称

社会福祉法人　霧島市社会福祉協議会隼人訪問介護事業所

○事業所の所在地

〒899-5106　霧島市隼人町内山田一丁目 6 番 74 号

（霧島市隼人ふれあい福祉センター）

○電話番号

0995-42-8005

○ＦＡＸ番号

0995-42-8776

○運営方針

市内全域の在宅介護支援センター及び保健、医療、福祉サービスや住民の福祉活動との綿密な連携を図り、利用者様の意思及び人格を尊重し、自立した日常生活を営むことができるよう生活援助、身体介護、その他の生活全般にわたるサービスの提供に努めます。

○開設年月日

指定訪問介護事業所：平成 17 年 11 月 7 日

指定介護予防訪問介護事業所：平成 18 年 4 月 1 日

○サービス提供地域　　霧島市全域

○営業時間

・平日：8 時 15 分～17 時 00 分
・土曜：8 時 15 分～17 時 00 分
・日曜：8 時 15 分～17 時 00 分
・祝日：8 時 15 分～17 時 00 分

※留意事項　但し、利用者の状況によっては双方協議の上、必要な対応（早朝夜間の時間帯での訪問）を行います。

.●サービス内容 サービスの特色

当事業所は、要介護者の方の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活援助、身体の介護、その他生活全般にわたるサービスの提供に努め、利用者の方の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター及び保健、医療、福祉サービスや住民の福祉活動との綿密な連携を図り計画的に行なうよう努めています。